

県域・地域別対話等での意見への対応

平成 23 年 10 月～ 12 月にかけてプランにかかる地域別対話等を実施しており、順次反映に努めています。

< 県域対話 >

- ・ 10 月 26 日(水) 滋賀県自立支援協議会 プロジェクトチーム会議 参加者 7 人

< 地域別対話 >

参加者 地域自立支援協議会会員および一般参加者

- ・ 11 月 10 日(木) 湖東地域 30 人
高島地域 50 人
- ・ 11 月 15 日(火) 甲賀地域 60 人
東近江地域 50 人
- ・ 11 月 18 日(金) 大津地域 60 人
- ・ 11 月 28 日(月) 湖北地域 80 人
- ・ 12 月 22 日(木) 南部地域 80 人(予定)

主な意見内容	対応
相談支援体制の充実が必要。プランには箇所数だけでなく人数も盛り込むべきである。	相談支援の充実強化をはかるため、事業量見込みにおいて、相談支援にかかる利用人数も含めた各年の目標を記載するよう市町と調整中。
地域移行の推進には、医療が必要。医療福祉の連携が求められる。	基本理念のア「ひと」において、「医療福祉の一体的な提供」を盛り込み。 P 2 4 「主要施策の方向」において、医療と連携したサービスの提供について盛り込み。
高齢の障害者については、介護保険分野との情報交換など、介護保険との関係整理が必要。	「主要施策の方向」P 24 において、高齢となった障害のある人への対応を盛り込み。
特別支援学校卒業生について、社会への適応や訓練の場が必要。	「主要施策の方向」P 28 において、段階的に就労に向けた訓練を行うシステム等にかかる検討を盛り込み。

主な意見内容	対応
<p>発達障害者支援の全体的な充実と、キーパーソンの活動充実が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 22 および4つの応援プロジェクトの「発達障害者の地域生活支援」において、総合的な支援方を盛り込み。</p>
<p>権利擁護のさらなる取組み、精神障害にかかる理解促進が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 47 および4つの応援プロジェクトの「みんなの”共生の地域づくり”プロジェクト」において、権利擁護や虐待防止にかかる取組みを盛り込み。精神障害者に対する理解促進については、「主要施策の方向」P 40 に盛り込み。</p>
<p>中途の身体障害の人が活躍できる場が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 37 において、本人活動の支援などを盛り込み。</p>
<p>2次障害の防止など、リハビリ体制の充実が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 31 において、2次障害予防対策等を盛り込み。</p>
<p>行動障害にかかる身体拘束や行動抑制について、ガイドラインが必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 47 において、虐待防止に向けたシステムの構築として、事例検討やマニュアル策定を含め盛り込み。</p>
<p>重症心身障害者等について、生活介護の事業所において受け入れていくには、施設運営的に厳しく医療的ケアも必要である。</p>	<p>4つの応援プロジェクトの「あんしん”暮らし”実感プロジェクト」において、障害の重い人への対応の充実を盛り込み、受け入れ施設への支援を図る。</p>

主な意見内容	対応
<p>地域で暮らしていくうえで、住宅の保障として住宅改造の拡充、柔軟な運用が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 25において、住宅のバリアフリー化支援を盛り込み。</p>
<p>発達障害については、学齢期だけでなく、社会に出た人の実態把握など、生涯を通じた支援が重要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 22において、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備として、主に成人期を念頭にした宿泊型訓練や事業所の認証制度について盛り込み。</p>
<p>単に「努めます」などではなく、どのくらい実施するのかなど具体的な記載が必要。</p>	<p>指標と数値目標を盛り込むとともに、これらを推進するための重点項目について目標数値を設定するため調整中。</p>
<p>3年間程度の計画ではなく、10年先などの中期、長期の目標も必要。</p>	<p>今回のプランでは、国の制度の枠組みが大きく変更される見込みであることなどから、中長期の計画ではなく、国の第3期障害者福祉計画と計画期間を合わせた3年間の計画としている。</p>
<p>本県から金メダリストが誕生するなど実績をあげているスペシャルオリンピックについて、計画の中に位置づけて欲しい</p>	<p>「主要施策の方向」P 34において、スペシャルオリンピックへの参加促進等を盛り込み。</p>
<p>地方分権や権限移譲が進む中、市町格差や圏域格格差が拡大しないか心配</p>	<p>基本構想の基本目標の視点「エどこでも」において、各地域での均衡あるサービス、支援の実施を盛り込み。</p>
<p>障害の重い人が地域生活を送るには、グループホーム等での医療的な対応が必要。</p>	<p>「主要施策の方向」P 24において、医療と連携したサービスの提供や要医療障害者の地域生活への取組みを盛り込み。</p>

主な意見内容	対応
聴覚障害者に特化した取組みも盛り込んで欲しい。	「主要施策の方向」P 3 6 においてコミュニケーション支援、P 4 2 において防災対策等を盛り込み。
早期の療育等にかかる取組みが必要。それを福祉と連携して実施していくべき。	「主要施策の方向」P 4 3 において、療育や子育て支援策について盛り込み。
高次脳機能障害者等の通所先が不足している。	「主要施策の方向」P 4 6 において、高次脳機能障害支援について盛り込み。
近江学園の年齢超過児について、地域移行先をどうするのか。特に行動障害への支援のあり方が問題	「主要施策の方向」P 23 の「障害児施設」において、地域生活への移行への取組みを記載。強度行動障害については、同じく P 24 に支援策について盛り込み。
交通の便の悪い地域において移動支援の充実が必要	「主要施策の方向」P 25 に移動支援の推進を盛り込んでおり、実施主体である市町と連携して取り組んでいく。
ショートステイの職員配置基準について、実態にあわせ柔軟に対応するとともに、報酬単価の見直しと加算をして欲しい	職員配置基準等については国において定められており、今すぐ対応することは困難だが、今後は国の制度の枠組みも大きく変わるものと見られ、そうした動きも見ながら、必要に応じ国に要望するなど対応を検討していきたい。